

## 南富良野町 中小企業者支援制度

制 度 名	概 要
町制度融資事業	<p>町内中小企業の維持発展に要する資金の円滑化を促進し、中小企業の育成振興を図る</p> <p>融資金額：運転資金 3,000万円以内、設備資金 5,000万円以内</p> <p>融資期間：運転資金 72ヶ月以内（12ヶ月以内据置） 設備資金 180ヶ月（24ヶ月以内据置）</p> <p>利 率：3.2%(うち事業者負担 1.28%、町負担 1.92%)</p> <p>保証料補給：信用保証協会の保証を付した場合、30万円を限度に1/2を補給</p> <p>取扱金融機関：旭川信用金庫</p>
町 商 工 業 等 起 業 支 援 事 業	<p>町内で新たに商工業等を営む個人又は法人、若しくは、既に事業を営む商工業者が日本産 業分類の中分類で異なる事業を新たに行う際に要する経費の一部を助成</p> <p>助成対象：店舗の新築及び増改築並びに設備等で、対象事業に要する費用の総額が100 万円以上のもの</p> <p>助 成 額：起業 事業に要した費用の1/2以内とし、200万円を限度とする 事業拡大 事業に要した費用の1/3以内とし、200万円を限度とする</p>
特 産 品 開 発 支 援 事 業	<p>南富良野町の地域資源を活用し、新たな特産品を開発する事業者に、開発・販路開拓等に 要する費用の一部を助成</p> <p>助成対象：特産品の開発・販路開拓等に要する費用について助成</p> <p>助 成 額：特産品の開発等に要した費用の1/2以内とし、100万円を限度とする</p>

町の支援策について活用を検討される方、不明な点がある方は下記までお問合せください。

【お問合せ先】南富良野町企画課商工観光係 Tel 0167-52-2115/FAX 0167-52-2225  
メール [shoko@town.minamifurano.hokkaido.jp](mailto:shoko@town.minamifurano.hokkaido.jp)